

答申第 840 号

諮問第 1404 号

件名：委員監査結果報告書等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県代表監査委員が、別表の 1 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において不開示とした同表の 2 欄に掲げる部分のうち、同表の 4 欄に掲げる部分は開示すべきである。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 27 年 7 月 29 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、愛知県代表監査委員が同年 8 月 12 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、条例第 7 条第 2 号、第 6 号に該当しないというものである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を一部開示としたというものである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 26 年度における監査委員による監査に関して作成又は取得した文書のうち、県立学校 5 校分である。

ア 委員監査結果報告書

本件行政文書のうち、委員監査結果報告書は、監査対象機関において実施した監査委員による監査での質疑事項の要点を監査委員事務局職員が取りまとめ、報告した文書である。

当該文書には、監査箇所、監査年月日、監査委員、報告者、注意・改善が必要と思われる事項、主な質疑事項等が記載されており、このうち開示しないこととした部分は、別表の 2 欄に掲げる部分である。

イ 定期監査調書、定期監査参考資料及び地方機関調査表

本件行政文書のうち、定期監査調書、定期監査参考資料及び地方機関調査表は、監査対象機関から取得した文書である。

本件行政文書のうち、定期監査調書には、当該学校における概況、職

員の配置状況、事務又は事業の実施状況、予算執行状況、財産の管理状況等について記載されている。

本件行政文書のうち、定期監査参考資料には、当該学校における生徒数、生徒異動数等が記載されている。

本件行政文書のうち、地方機関調査表には、当該学校における職員の状況、財産の状況、児童・生徒の状況、卒業生の進路状況等が記載されている。

これらのうち開示しないこととした部分は、別表の2欄に掲げる部分である。

(2) 条例第7条第2号該当性について

ア 本件行政文書のうち、今回不開示とした職員の休暇及び休職の状況、傷病名並びに住所地が分かる部分（以下「休暇状況等」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

イ 本件行政文書のうち、今回不開示とした退学者、休学者及び復学者の人数、退学及び転学の理由並びに非行の件数及び内容（以下「退学者数等」という。）は、確かに直接は特定の個人を識別できる情報は含まれてはいないが、仮に公になれば当該学校の児童・生徒、保護者等一定の範囲内の関係者が知り得る他の情報と照合することにより、特定の個人を容易に識別できることとなる。また、問題を起こした児童・生徒が多く在籍していると認識され、児童・生徒への指導が困難な学校という評価や他の児童・生徒も同様の問題を起こすのではないかという憶測を呼ぶなど、当該学校に所属している個人に不利益を及ぼすおそれがある。特に心身が未発達で成長過程にある児童・生徒にとっては知られたくない極めて機微にわたる情報である。したがって、退学者数等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ 休暇状況等及び退学者数等は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、条例第7条第2号ただし書イに該当せず、人の生命等を保護するため公にすることが必要な情報ではないため、同号ただし書ロにも該当しない。また、公務員の職務の遂行に係る情報ではないため、同号ただし書ハにも該当せず、さらに、同号ただし書ニにも該当しないことは明らかである。

エ よって、休暇状況等及び退学者数等は、条例第7条第2号に該当する。
(3) 条例第7条第6号該当性について

ア 児童・生徒の健全な育成のためには、児童・生徒及び保護者との信頼関係を前提とした対話を通じて自らの行動を反省し、今後の将来に希望や目標を持とうとする意欲を育て、その機会を設けることにより全ての児童・生徒が学校生活によりよく適応できるように生徒指導事務を行っていく必要があるところである。仮に、退学者数等を公にすることになれば、その多寡のみによる学校に対する固定化された評価につながるとともに学校の序列化を助長し、ひいては特定の学校に属する個人の評価にもつながるおそれがある。そうなれば未成年である児童・生徒は心身が未発達で成長過程にあることもあって心理的に動揺してしまい、今後の将来に希望や目標を持とうとする意欲すらも奪ってしまうこととなるおそれがあるため、全ての児童・生徒が学校生活によりよく適応できるための円滑な生徒指導事務及び学級運営に支障を来すおそれがある。また、自らの過ちである問題行動が第三者に知られるのではないかという強い不安を抱き、心理的に動揺し、学校生活や学習に対する意欲が損なわれたり、信頼して事実関係を詳細に述べた学校及びその教員に対する不信感が生じたりするおそれがあるとともに、周囲からいわゆる問題児のレッテルが貼られるという一定の社会的制裁を受けるに等しい行為に及ぶおそれもある。

イ 本件行政文書のうち、今回不開示とした庁舎管理に関する部分には、学校施設に係る事故防止の具体的な対策が記載されており、公にすることになれば、学校施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがある。

ウ 本件行政文書のうち、今回不開示とした推薦合格者の内訳には、推薦入学の合否判定に用いられる選抜基準のうち特定の選抜基準に係る合格者の人数が記載されているが、選抜基準ごとの合格者数が明らかとなれば、愛知県公立高等学校入学者選抜実施要項（以下「実施要項」という。）に記載されている「恵まれない環境」に該当する保護者又は志願者の概数を想定できることから、学校に対する固定化された評価につながるとともに学校の序列化を助長し、ひいては特定の学校に属する個人の評価にもつながるおそれがあり、円滑な生徒指導事務及び学級運営に支障を来すおそれがある。

エ よって、退学者数等、庁舎管理に関する部分及び推薦合格者の内訳は、条例第7条第6号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有

するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 26 年度における監査委員による監査に関して作成又は取得した文書のうち、愛知県立天白高等学校（以下「天白高校」という。）、愛知県立西尾高等学校（以下「西尾高校」という。）、愛知県立豊田西高等学校（以下「豊田西高校」という。）、愛知県立渥美農業高等学校（以下「渥美農業高校」という。）及び愛知県立ひいらぎ特別支援学校（以下「ひいらぎ特別支援学校」という。）に係るものである。

その内訳は別表の 1 欄に掲げるとおりであり、その記載内容は前記 3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。実施機関は、同表の 2 欄に掲げる部分について、同表の 3 欄に掲げるとおり、休暇状況等を条例第 7 条第 2 号に、退学者数等を同条第 2 号及び第 6 号に、庁舎管理に関する部分及び推薦合格者の内訳を同条第 6 号に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、同号ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、同号該当性について、以下検討する。

イ 職員の休暇の状況、傷病名及び住所地が分かる部分について

職員の休暇の状況、傷病名及び住所地が分かる部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

職員の休暇の状況、傷病名及び住所地が分かる部分は、法令若しくは

条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められないことから、同号ただし書イに該当しない。

また、職員は公務員であるが、職員の休暇の状況、傷病名及び住所地が分かる部分は、職務の遂行に係る情報とは認められないことから、同号ただし書ハに該当しない。

さらに、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは、明らかである。

したがって、職員の休暇の状況、傷病名及び住所地が分かる部分は、条例第7条第2号に該当する。

ウ 職員の休職の状況について

当審査会において本件行政文書を見分したところ、職員の休職の状況として実施機関が不開示とした部分には、一人の職員が特定の理由で休職している旨の記載があることが認められた。

しかし、当審査会が事務局職員をして確認させたところ、当該特定の理由は、公務員の職務遂行に関するものであり、当該職員は休職していなかったとのことである。

よって、職員の休職の状況は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められるため、条例第7条第2号本文に該当するが、公務員の職務の遂行に係る情報であることから、同号ただし書ハに該当する。

したがって、職員の休職の状況は、条例第7条第2号に該当しない。

エ 非行の件数及び内容（委員監査結果報告書に記載された部分に限る。以下(3)において同じ。）並びに転学の理由について

当審査会において本件行政文書を見分したところ、非行の件数及び内容並びに転学の理由には、個別具体的な非行の内容及び生徒個人の具体的な転学の理由が記載されていることが認められた。

よって、非行の件数及び内容並びに転学の理由は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められるため、条例第7条第2号本文に該当する。

非行の件数及び内容並びに転学の理由は、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められないことから、同号ただし書イに該当しない。

また、同号ただし書ロ、ハ及びニに該当しないことは、明らかである。

したがって、非行の件数及び内容並びに転学の理由は、条例第7条第

2号に該当する。

オ 退学の理由について

当審査会において本件行政文書を見分したところ、実施機関が退学の理由として不開示とした部分には、特定の学校特有の退学の傾向が記載されているものではなく、定時制課程一般についての概括的な退学の傾向が記載されているにとどまることが認められた。

したがって、退学の理由は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるとはいえないことから、条例第7条第2号に該当しない。

カ 以上のことから、職員の休暇の状況、傷病名及び住所地が分かる部分、非行の件数及び内容並びに転学の理由は、条例第7条第2号に該当し、職員の休職の状況及び退学の理由は、同号に該当しない。

(4) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

なお、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」であるかどうかの判断は、公益的な開示の必要性等種々の利益を比較衡量して行うものである。

この考え方に基づき、同号該当性について、以下検討する。

イ 退学者、休学者及び復学者の人数並びに非行の件数及び内容（地方機関調査表に記載された部分に限る。以下(4)において同じ。）について

退学者、休学者及び復学者の人数並びに非行の件数及び内容は、これを公にすると、その人数又は件数が多い学校については、非行の内容とともに、その事実が明らかとなり、問題がある学校であるという評価を受けるおそれがある。そうすると、その学校に通う生徒は誇りや帰属意識が低下するなどし、学校生活への意欲が失われ、学校へ通うことに抵抗を覚える生徒が出てくることも考えられ、学校における円滑な生徒指導事務及び学級運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

なお、退学者、休学者及び復学者の人数並びに非行の件数及び内容を公にすることによる入学しようとする者等が当該学校の状況を把握することができるという公益性を考慮したとしても、当該情報を公にすることにより、学校における円滑な生徒指導事務及び学級運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることからすれば、開示によって得られる利

益が不開示によって保護される利益を上回るとまではいえない。

したがって、退学者、休学者及び復学者の人数並びに非行の件数及び内容は、条例第7条第6号に該当する。

ウ 退学の理由について

実施機関が退学の理由として不開示とした部分には、前記(3)オのとおり、特定の学校特有の退学の傾向が記載されているものではなく、定時制課程一般についての概括的な退学の傾向が記載されているにとどまると認められることから、当該部分を公にしたとしても、学校に対する固定化された評価につながるとともに学校の序列化を助長し、ひいては学校に属する個人の評価にもつながるおそれがあるとは認められない。

したがって、退学の理由は、条例第7条第6号に該当しない。

エ 庁舎管理に関する部分について

当審査会において本件行政文書を見分したところ、庁舎管理に関する部分には、学校施設に係る事故防止の具体的な対策が記載されていることから、これを公にすると、学校施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、庁舎管理に関する部分は、条例第7条第6号に該当する。

オ 推薦合格者の内訳について

実施機関によれば、推薦合格者の内訳には、推薦入学の合否判定に用いられる選抜基準のうち特定の選抜基準に係る合格者の人数が記載されているが、選抜基準ごとの合格者数が明らかとなれば、実施要項に記載されている「恵まれない環境」に該当する保護者又は志願者の概数を想定できることから、学校に対する固定化された評価につながるとともに学校の序列化を助長し、ひいては特定の学校に属する個人の評価にもつながるおそれがあり、円滑な生徒指導事務及び学級運営に支障を来すおそれがあるとのことである。

当審査会において本件行政文書及び実施要項を見分したところ、実施機関が推薦合格者の内訳として不開示とした部分には、実施要項に記載されている「人物が優れており、運動、文化、芸術、奉仕活動等の諸活動（特別活動及び総合的な学習の時間における活動を含む。）のいずれかにおいて優れた能力・適性及び実績等を有する者」（一芸）に該当する合格者数が記載されているにすぎず、「恵まれない環境」に該当する合格者の概数が想定されるとは認められない。

したがって、推薦合格者の内訳は、条例第7条第6号に該当しない。

カ 以上のことから、退学者、休学者及び復学者の人数、非行の件数及び内容並びに庁舎管理に関する部分は、条例第7条第6号に該当し、退学の理由及び推薦合格者の内訳は、同号に該当しない。

(5) 不開示情報該当性に対する判断について

実施機関は、退学者数等について、条例第7条第2号及び第6号に該当

する旨主張しているが、同条第2号又は第6号のいずれかに該当する場合、その部分是不開示情報に該当するものであり、当該部分について他方の規定に該当するかどうかを重ねて判断する必要は認められないことから、判断しない。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書		2 実施機関が開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定	4 開示すべき部分
天白高校	委員監査結果報告書	非行の件数及び内容	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号	なし
		推薦合格者の内訳	条例第 7 条第 6 号	全て
	定期監査調書	なし		
	定期監査参考資料	退学者、休学者及び復学者の人数	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号	なし
	地方機関調査表	職員の休暇の状況、傷病名及び住所地が分かる部分	条例第 7 条第 2 号	なし
		退学者、休学者及び復学者の人数	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号	なし
		非行の件数及び内容	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号	なし
西尾高校	委員監査結果報告書	転学の理由	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号	なし
	定期監査調書	なし		
	定期監査参考資料	退学者、休学者及び復学者の人数	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号	なし
	地方機関調査表	職員の傷病名	条例第 7 条第 2 号	なし
		退学者、休学者及び復学者の人数	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号	なし
		非行の件数及び内容	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号	なし

1 行政文書		2 実施機関が開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定	4 開示すべき部分
豊田西高校	委員監査結果報告書	退学の理由	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号	全て
		庁舎管理に関する部分	条例第 7 条第 6 号	なし
	定期監査調書	なし		
	定期監査参考資料	退学者、休学者及び復学者の人数	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号	なし
	地方機関調査表	職員の傷病名	条例第 7 条第 2 号	なし
		退学者、休学者及び復学者の人数	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号	なし
非行の件数		条例第 7 条第 2 号及び第 6 号	なし	
渥美農業高校	委員監査結果報告書	非行の件数及び内容	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号	なし
	定期監査調書	なし		
	定期監査参考資料	退学者、休学者及び復学者の人数	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号	なし
	地方機関調査表	退学者、休学者及び復学者の人数	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号	なし
		非行の件数及び内容	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号	なし
ひいらぎ特別支援学校	委員監査結果報告書	なし		
	定期監査調書	職員の休職の状況	条例第 7 条第 2 号	全て
	定期監査参考資料	退学者、休学者及び復学者の人数	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号	なし
	地方機関調査表	職員の休職の状況及び傷病名	条例第 7 条第 2 号	職員の休職の状況

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 9. 25	諮問
28. 2. 25	実施機関から不開示理由説明書を受理
28. 2. 26	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
28. 9. 15 (第 449 回 審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
29. 6. 30 (第 524 回 審査会)	審議
29. 7. 20 (第 526 回 審査会)	審議
29. 9. 8 (第 530 回 審査会)	審議
29. 10. 6	答申